

| No. | 意見者 | 該当資料 | 該当ページ | 当該箇所 | 提案・意見等 | 対応 |
|-----|------|------|-------|---|--|--|
| 1-1 | 牧委員 | 1 | 2 | 地域福祉の意義 | 地域福祉の意義とは第1項目「…誰もが住み慣れた～地域づくり…」 この文章の中に「自立して」を入れて頂きたい。 | 当該文章の表現につきましては、第2回審議会にて提示する計画の素案の中に同様の表現がありますので、御審議頂ければと思います。 |
| 1-2 | 牧委員 | 1 | 2 | 地域福祉の意義 | 第2項目「社会的孤立や…狭間にいる人など…」 この二つが問題でしょうか。 市の公的サービスとはどんなことですか。 市だけの問題でしょうか。 | 社会的孤立と制度の狭間の問題は、市の福祉制度に基づくサービスだけでは、十分な解決が難しいケースの例としてしてお示しました。行政サービスは福祉制度の範囲を超えて、運用・提供することができないため、地域住民や専門機関、福祉団体をはじめとした様々な方々のご協力を頂きながら、皆で力を合わせることで、解決できる課題の範囲を増やしていけるものと考えております。 |
| 1-3 | 牧委員 | 1 | 2 | 地域福祉の意義 | 第1項目～第3項目で、この文面はこれだけの問題で第4次計画の立案作成は問題点の内容が乏しいです。 | 第2回審議会にて提示する素案で、ここに記載されている以外の問題点を提示していますので、それ以外にもある場合には問題提起願います。 |
| 1-4 | 牧委員 | 1 | 2 | 地域福祉の意義 | 2016年6月閣議決定された「地域共生社会」がなぜ今頃クローズアップになったのですか。 | ニッポン一億総活躍プランが平成26年に閣議決定された後、平成29年2月に厚生労働省から地域共生社会の実現に向けた改革工程が示されました。以降、国においても地域共生社会実現のための取組や方向性の検討が進められ、法改正等を経ながら、少しずつ段階的に具体的な取組や地方公共団体の役割等が示され、現在に至っております。 |
| 1-5 | 牧委員 | 1 | 6 | 計画策定の背景及び趣旨 | 第1項目、この文章も「行政の福祉では解決できない」とありますが、いろいろな団体等が連携しています。見直して下さい。 | 現在も、地域で生じている生活課題に対して、地域の様々な団体等と連携しながら対応していると認識しております。第4期計画においても、地域の様々な個人や団体との連携を一層強化し、お互いに協力しながら地域のチカラを高めていくことを基本理念としたいと考えております。 |
| 1-6 | 牧委員 | 全般 | 全般 | 全般 | 今回「第4次計画」に記述するのであれば、4つのポイントを考慮して頂きたい。 地域課題の解決力の強化 地域まるごとのつながりの強化 地域をを基盤とする包括的な支援の強化 専門人材の機能強化と最大の活用 この中ではいくつか実行していると思います。 | お示しいただいた、4つのポイントは、平成29年の「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)において、厚生労働省が示した改革の骨格のことかと思えます。第4期計画案作成にあたっては、これらを考慮しながら作成したいと考えておりますので、今後の審議会において、お示した計画案を御審議頂ければと思います。 |
| 1-7 | 牧委員 | 全般 | 全般 | 全般 | SDGsとの関連を表示してください。2030年までの最大の関心事です。 | SDGsとの関連目標については、第2回審議会にて御審議いただく計画の素案においてお示しします。 |
| 2-1 | 石渡委員 | 1 | 6、13 | 計画策定の背景及び趣旨、地域福祉にかかる国の動向 | 8050問題における引きこもりについて、流山市内ではあるのか。わかりましたら教えていただきたい。(解雇や未就業による引きこもり等も把握されているのでしょうか) (理由)生活福祉資金貸し付けが、本年3月末で市内だけで5億7千万円。時短や解雇者の申請が多いため。 | 引きこもり単体では件数を把握していませんが、現在対応しているケースはあります。必要に応じ他の関係部署や外部機関と連携し対応していきます。 |
| 2-2 | 石渡委員 | 1 | 6 | 計画策定の背景及び趣旨 | ゴミ屋敷問題。現実問題として市内に何軒あるのでしょうか。 | 現在把握し、対応しているゴミ屋敷問題はありますが、対応にあたっては、関係部署が連携し対応していきます。 |
| 3-1 | 山田委員 | 1 | 4 | 計画の位置づけ | 地域福祉計画と障害者計画等との関係について、両者の適用対象年度の関係が理解しづらい。 障害者計画、高齢者支援計画等のR3-R5年度分はスタートしている。それらの上位計画に位置付けられ(資料1-P3)また、地域福祉を総合的に推進していくための基本方針(第3期地域福祉計画P6)という当該計画が各個別計画のあとに策定されると言う点に違和感を覚える。現行の各計画の連動性及び策定期間の妥当性につきご説明願いたい。 | ご指摘のとおり、地域福祉計画が未策定の年度について下位計画である、高齢者支援計画、障害者計画、子どもをみんなで育む計画等において既に計画が策定されているといった場合が生じております。一方で、高齢者支援計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子どもをみんなで育む計画については、計画期間が法律等により定められており、市町村の裁量が及ばない部分があります。 法定されている計画期間には3年のものと5年のものが存在し、ご指摘の問題を解消するには、地域福祉計画の計画期間を最小公倍数である15年とする必要がありますが、計画期間としては長すぎると考えるため、ご指摘の策定期間のずれについてはやむを得ないものと考えます。 なお、各計画間の整合性及び連動性は確保する必要がありますので、必要に応じて個々の計画の見直しにより対応してまいります。 |
| 3-2 | 山田委員 | 全般 | 全般 | 全般 | 第4期計画の計画期間について、令和4年度から令和何年度までですか。 | 令和4年度から令和8年度までです。 |
| 3-3 | 山田委員 | 2 | 38 | 市民アンケート調査結果報告「制度・行政に関する」自由記述、及び審議会での議論を受けての意見 | 第1回審議会にて「市による情報提供体制と受領側の認知」に関し質問があったが、関連として、「新聞を取っていないので市の広報誌が入手できない…」とアンケートに答えているが、一方、第3期計画-P52には「新聞を購読していない世帯にも広報流山を個別に配布しています」とある。 一体どう理解したらよいのか？何が原因かも合わせて教えて欲しい。 | 市では、新聞を購読していない等の理由で広報を見ることが出来ない方について、秘書広報課まで御連絡を頂ければ新聞販売組合を通じて広報の無料の宅配を行っています。このことは、転入者向けに配付している市民便利帳にPRチラシを入れたり、公共施設にPRチラシを掲示したり、HPに掲載するなどしてPRしていますが、情報が十分に行き届いていないところに原因があると考えます。 |

| No. | 意見者 | 該当資料 | 該当ページ | 当該箇所 | 提案・意見等 | 対応 |
|-----|------|------|-------|----------------|---|--|
| 3-4 | 山田委員 | 全般 | 全般 | 審議会での議論を受けての意見 | <p>「介護保険料の算出方法につき、介護保険課の担当者が理解できていないのでは？」という実例を報告します(本年4月の個人体験の実例)</p> <p>具体的には、当年度株式等譲渡益と過年度株式等譲渡損の3年間繰越の確定申告の場合の介護保険料の賦課基準である「合計所得額」への影響についてだが応答した女性職員2人の対応は要領を得ず、むしろ、質問を理解しているかどうかも疑問だった。(他市のホームページには記載があると言っても理解してもらえない状態)</p> <p>結局、「確定申告」は市民税課の所管故市民税課へと、いわゆるたらい回しとなった。市民税課では、最初の担当者は相談の主旨をよく理解していない様子だったが、上級者と思われる職員に確認する恰好で、やっと制度の説明と申請に必要な書面を交付された。市民税課担当者は「介護保険課ではわからないかも…」と申し訳なさそうに言うが、当方、啞然とした次第。</p> <p>介護保険に関する事項を市民税課に問い合わせる人がいるのでしょうか。なお、先の某市のホームページは問い合わせ先「介護保険課資格・保険料担当」とあった。</p> | <p>左記のお話から察するに、「確定申告を通じた合計所得金額の変更」に伴う介護保険料への影響について、介護支援課の窓口においてお問い合わせされたところ、対応した職員に「確定申告を通じた合計所得金額の変更」についての税の知識が不足していたため、大変ご迷惑をおかけしてしまったものと考えます。</p> <p>もちろん、介護保険担当職員は税の担当職員ではありませんので、全てのご質問にその場で速やかにご回答することはできない場合もあると思います。ご相談の趣旨が介護保険料への影響であったとすれば、税部門の職員をこちらへ呼んでご対応をすることもできたかと考えます。</p> <p>今後の相談対応にあたっては、お客さまからのご相談をご確認し、適切に把握した上でご対応してまいります。</p> |